

# 特定非営利活動法人NPOぽぽハウス 権利擁護・虐待防止対応規程

## 第1章 総 則

(目的)

第1条 この規程は、特定非営利活動法人NPOぽぽハウス虐待防止とその適切な支援の推進に関する委員会設置要綱と相まって、利用者の権利擁護と虐待防止を推進し健全な福祉サービスを提供するための対応を的確に行うことを目的とする。

(対象とする虐待)

第2条 この規程において、「虐待」とは職員がその支援する利用者に対する次に掲げる行為をいう。

- (1) 利用者の身体に外傷が生じ、又は生じるおそれのある行為、正当な理由なく利用者の身体を拘束すること。(身体的虐待)
- (2) 利用者に関わらせつな行為をすること、又は利用者に関わらせつな行為をさせること。(性的虐待)
- (3) 利用者に対する暴言、又は無視する等の拒絶的な対応、不当な差別的言動、その他心理的外傷を与える言動を行うこと。(心理的虐待)
- (4) 利用者に対して適切な支援、介護を行わず、長時間放置するなど養護を怠ること。(放棄・放任)
- (5) 利用者の所有物や財産を不当に処分すること。又は利用者から不当な財産上の利益を得ること。(経済的虐待)

(利用者に対する虐待防止)

第3条 職員は利用者に対しいかなる場合も虐待をしてはならない。

(虐待の通報及び発見)

第4条 利用者及び養護者、職員等からの虐待の通報があるときは、本規程に基づき対応しなければならない。

- 2 職員が虐待を発見した際は、虐待防止責任者、又は虐待防止担当者に通報しなければならない。

## 第2章 虐待防止対応体制

(虐待防止責任者)

第5条 本規程による虐待防止の責任主体を明確にするため、虐待防止責任者を設置する。

- 2 虐待防止責任者は、各グループ総括者があたるものとする。

(虐待防止責任者の職務)

第6条 虐待防止責任者の職務は、次の各号によるものとする。

- (1) 虐待再発防止計画の立案
- (2) 被虐待者、養護者、関係者等からの虐待通報受付
- (3) 職員からの虐待通報受付
- (4) 虐待内容と記録内容の確認
- (5) 被虐待者、養護者との協議
- (6) 「協議結果記録書」の作成、被虐待者等への報告
- (7) 「虐待防止委員会」への報告

(虐待防止担当者)

第7条 法人事業の利用者が虐待通報を行いやすくするため、虐待防止担当者を設置する。

2 虐待防止担当者は、各所属長をもって充てる。

(虐待防止担当者の職務)

第8条 虐待防止担当者の職務は、次の各号によるものとする。

- (1) 関係行政機関への書類作成・提出
- (2) 被虐待者、養護者、関係者等からの虐待通報受付
- (3) 職員からの虐待通報受付
- (4) 虐待内容の確認と記録
- (5) 虐待防止責任者への虐待内容報告
- (6) 所属職員の「虐待防止」に関する意識向上への指導
- (7) 虐待防止責任者への虐待改善状況の経過報告

(職員の職務)

第9条 職員は、利用者の行動制限を行った場合、行動制限を見かけた場合は虐待防止担当者又は虐待防止責任者に報告するとともに別に定める「行動制限理由書」に記録する。

(第三者委員)

第10条 必要に応じ第三者委員を設ける。

### 第3章 虐待防止及び解決

(虐待防止対応の周知)

第11条 虐待防止責任者及び虐待防止担当者は、重要事項説明書、パンフレット及びホームページ等への掲載により、本規程に基づく虐待防止対応について周知を図る。

(虐待通報の受付)

第12条 虐待通報に接した場合は虐待防止担当者又は虐待防止責任者にその概要を報告するとともに、通報の内容を「虐待通報受付書」に記録する。

(虐待の報告・確認)

第 13 条 虐待防止担当者は、受け付けた虐待通報を虐待防止責任者に報告する。

2 投書等匿名による虐待通報があった場合、虐待防止責任者に報告し必要な対応を行う。

3 虐待防止担当者から虐待通報受付の報告を受けた虐待防止責任者は、虐待内容を確認し、「虐待防止委員会」に報告し、対応を協議する。

4 利用者への虐待が認められた場合、支給決定をした市町窓口へ報告し、その指示に従う。

(虐待解決に向けた協議)

第 14 条 虐待防止責任者は、虐待通報の内容を解決するために被虐待者、及び養護者と協議する。

2 前項による協議、解決策の提示は、原則として虐待通報受付日から 14 日以内に行わなければならない。

3 虐待防止責任者は、必要に応じて第三者委員に助言を求めることができる。

4 第三者委員は、協議への立会いにあたり虐待内容を確認の上、適切な解決策の調整や助言を行う。

(虐待解決に向けた記録・結果報告)

第 15 条 虐待防止責任者は、虐待通報受付から解決、改善までの経緯と結果について別に定める「協議結果記録書」に記録する。

2 虐待防止責任者は、「協議結果記録書」の内容を被虐待者、及び必要に応じて第三者委員に報告する。報告は、原則として協議を終了した日から 30 日以内に行わなければならない。

3 虐待防止責任者は、被虐待者が満足する解決が図られなかった場合には、市町、滋賀県及び滋賀県社会福祉協議会福祉サービス運営適正化委員会等の窓口を紹介するものとする。

(解決結果の報告)

第 16 条 虐待防止責任者は、虐待解決結果、及び虐待要因の改善状況を「虐待防止委員会」に報告する。

(虐待防止のための職員研修)

第 17 条 虐待防止責任者は、職員に対し虐待防止や対人援助技術の向上等の必要な研修を定期的に行わなければならない。

(権利擁護のための成年後見制度の利用促進)

第 18 条 虐待防止責任者は、障害者の権利擁護のため、成年後見制度等の利用を利用者、及びその養護者等に啓発する。

(虐待防止のための措置に関する記載・説明)

第 19 条 虐待防止のための措置に関する事項については、事業所の運営規程に記載するとともに利用契約書及び重要事項説明書で利用者、養護者等に説明

し同意を得る。

(付則)

1 この規程は、2022年4月1日から施行する。

1 この規程は、2023年4月1日から施行する。